

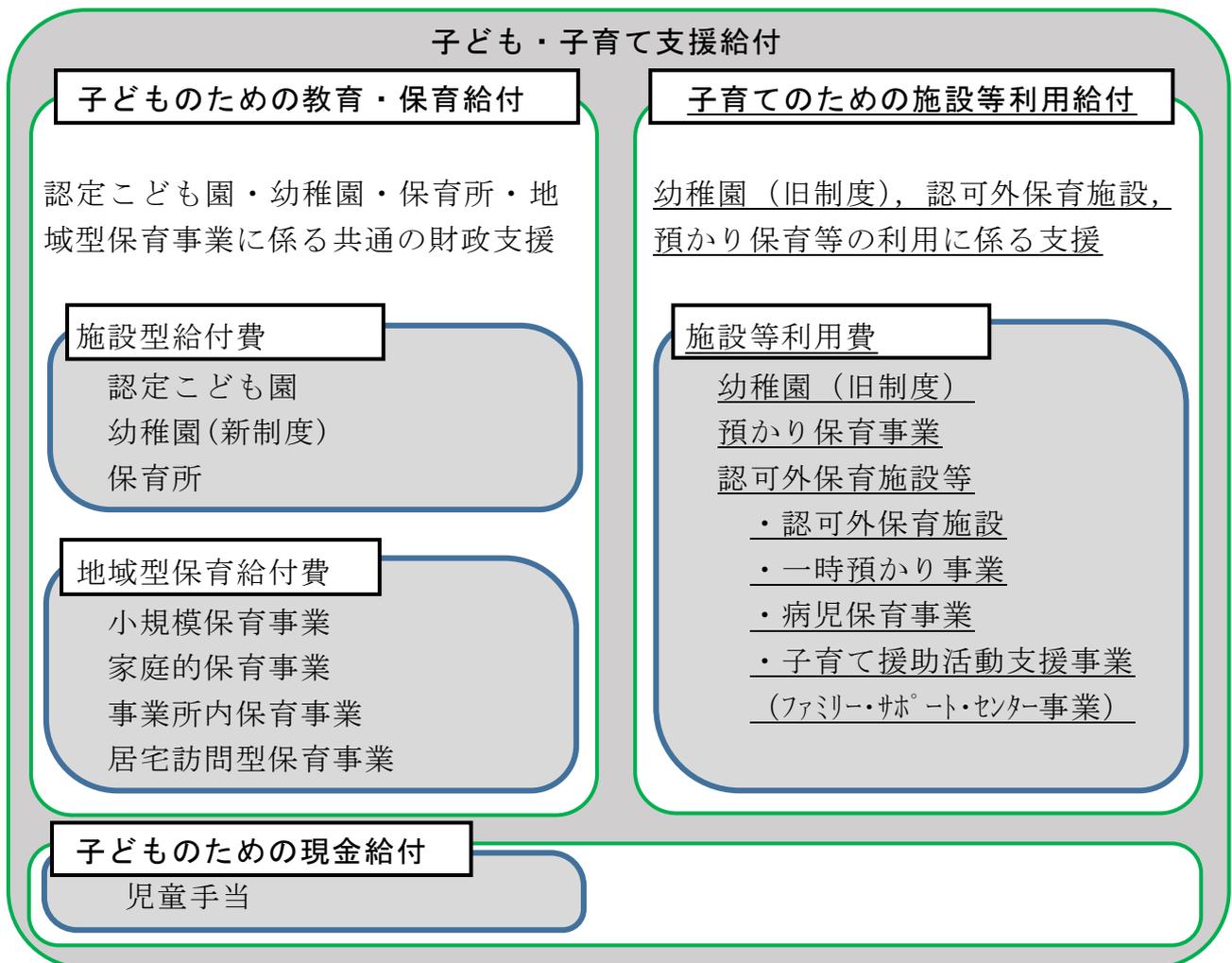
議第75号、議第76号及び議第80号（呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ほか2議案）

1 子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育の無償化に係る法令改正について

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずることとされました。

これを受けて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」といいます。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」といいます。）等において、幼児教育・保育の無償化に係る所要の規定の整備が行われました。

【参考】子ども・子育て支援新制度における子ども・子育て支援給付のイメージ
※下線部分が法の一部改正により創設されたもの



2 幼児教育・保育の無償化の内容

(1) 子育てのための施設等利用給付の創設（法の一部改正によるもの）

ア 概要

市町村は、(ア)の対象施設等を(イ)の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給することとされました。

(ア) 対象施設等

現行の法に基づく個人給付である子どものための教育・保育給付（以下「教育・保育給付」といいます。）の対象とならない幼稚園，認可外保育施設※，預かり保育事業，一時預かり事業，病児保育事業，子育て援助活動支援事業（以下「子ども・子育て支援施設等」といいます。）であって，市町村の確認を受けたもの

※ 認可外保育施設については，児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく届出がされ，国が定める基準を満たすものに限られます（5年間は届出のみで足りる経過措置が設けられています。）。

(イ) 支給要件

次のいずれかに該当する子どもであって市町村の施設等利用給付認定を受けたもの

- a 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）
- b 0歳から2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもであって，保育の必要性があるもの

イ 施設等利用給付の支給上限月額

子育てのための施設等利用給付（以下「施設等利用給付」といいます。）の支給上限月額は，次に掲げる区分ごとに定める額（特定子ども・子育て支援に現に要した費用の額が上限月額を下回る場合は，当該現に要した額）とされました（当該額は令で規定）。

- (ア) 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども 25,700円
- (イ) 法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（認定こども園，幼稚園に在籍する者に限る。） 次に掲げる額の合算額
 - a 特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園 25,700円
 - b 預かり保育事業 11,300円（預かり保育の利用日数が内閣府令で定める日数を下回る場合にあっては，内閣府令で定めるところにより当該日数に応じて算定した額）
 - c 認可外保育施設等 11,300円から預かり保育事業に係る支給額を控除して得た額（預かり保育事業で提供される教育・保育の量が内閣府令で定める量を下回る場合に限る。）
- (ウ) 法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（認定こども園又は幼稚園に在籍する者以外の者で，認可外保育施設等を利用するものに限る。） 37,000円
- (エ) 法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用

給付認定子ども (イ) (11,300円) 又は(ウ) の額に5,000円を加えた額

ウ 費用負担

施設等利用給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担します。ただし、令和元年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填されます。

エ その他

(ア) 市町村が適正な給付を行うため、子ども・子育て支援施設等の確認をし、必要に応じ報告等を求めることができるとともに、子ども・子育て支援施設等の確認の取消事由等の規定が設けられました（運営に関する具体的な基準は内閣府令で規定）。

(イ) 施設等利用給付認定の要件や当該認定の取消しの規定が設けられました。

(ウ) 施設等利用給付が創設されることにより、教育・保育給付に係る支給認定と区別をするため、当該「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める等の用語の整理がされました。

(2) 教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化等（令の一部改正によるもの）

既に教育・保育給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等について、満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び満3歳未満保育認定子どもに係る市町村民税非課税世帯に属する教育・保育給付認定保護者について、利用者負担上限額を零とすることとされました。また、特定保育所の保育料についても、同様の措置を講ずることとされました。

また、これに伴い、満3歳未満保育認定子どもに係る多子世帯の利用者負担上限額の減免方法等についても整理がされました。

(3) 子ども・子育て支援施設等の基準、施設等利用給付認定に係る手続等（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の一部改正によるもの）

施設等利用給付の創設に伴い、子ども・子育て支援施設等の基準が規定されました。

また、施設等利用給付認定や特定子ども・子育て支援施設等の確認に係る具体的な要件等が規定されました。

3 新制度移行イメージ

【現行】

子どもの年齢	保育の必要性	認定区分	施設区分	保育料	預かり保育	食材料費	
						主食費	副食費
3～5歳	なし	—	幼稚園（旧制度）※1	有償	有償	実費	実費
		—	認可外保育施設等		—		
		1号	幼稚園（新制度）※2	有償※3	有償	実費	実費
			認定こども園（教育）				
	あり	—	認可外保育施設等	有償※3	—	実費	実費
		2号	認定こども園（保育）			実費	保育料に含む。
			保育所				
0～2歳 （満3歳） ※4	なし	—	幼稚園（旧制度）※1	有償	有償	実費	実費
		—	認可外保育施設		—		
		1号	幼稚園（新制度）※2	有償※3	有償	実費	実費
			認定こども園（教育）				
	あり	—	認可外保育施設	有償	—	実費	実費
		3号	認定こども園（保育）	有償※3		保育料に含む。	保育料に含む。
保育所							
小規模保育事業 事業所内保育事業 等							

※1 教育・保育給付の対象となっていない私立幼稚園（私学助成を受ける幼稚園）

※2 教育・保育給付の対象となっており、施設型給付を受ける幼稚園

※3 市町村民税非課税世帯、第3子※5以降の子どもなど一定の要件に該当するものの保育料については無償

※4 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども

※5 同一世帯で保育所等を利用する最年長の子を第1子とした場合の第3子

【新制度開始後】

子どもの年齢	保育の必要性	認定区分	施設区分	保育料	預かり保育	食材料費	
						主食費	副食費
3～5歳	なし	新1号	幼稚園（旧制度）※1	無償※5	有償	実費	実費※4
		1号	幼稚園（新制度）※2	無償			実費※4
			認定こども園（教育）				実費
		—	認可外保育施設等	有償			—
	あり	新2号	幼稚園（旧制度）※1	無償※5	無償※6	実費	実費※4
			認可外保育施設等	無償※7	—		実費
		1号+ 新2号	幼稚園（新制度）※2	無償※5	無償※6		実費※4
			認定こども園（教育）				
2号	認定こども園（保育）	—	—				
	保育所						
0～2歳 (満3歳) ※8	なし	新1号	幼稚園（旧制度）※1	無償※5	有償	実費	実費
		1号	幼稚園（新制度）※2	無償			
			認定こども園（教育）				
		—	認可外保育施設	有償			
	あり	新3号	幼稚園（旧制度）※1	有償※3	無償※6	実費	実費※4
		1号+ 新3号	幼稚園（新制度）※2				
			認定こども園（教育）				
		新3号	認可外保育施設				
3号	認定こども園（保育）	有償※3					
	保育所						
	小規模保育事業 事業所内保育事業 等						

- ※1 教育・保育給付の対象となっていない私立幼稚園（私学助成を受ける幼稚園）
- ※2 教育・保育給付の対象となっており、施設型給付を受ける幼稚園
- ※3 市町村民税非課税世帯、第3子※9以降の子どもなど一定の要件に該当するものの保育料については無償
- ※4 年収360万円未満相当の世帯及び第3子※9以降の子どもに係る副食費は無償
- ※5 幼稚園（旧制度）の保育料については、月額25,700円まで無償
- ※6 保育の必要性があり、幼稚園で預かり保育を利用する場合の預かり保育料については、月額11,300円（満3歳で市町村民税非課税世帯は月額16,300円）まで無償
- ※7 認可外保育施設等の利用料を合計し、月額37,000円（0～2歳は月額42,000円）まで無償
- ※8 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども
- ※9 同一世帯で保育所等を利用する最年長の子を第1子とした場合の第3子

【参考】呉市内の対象施設等

対象	施設種別	公立		私立	
		施設数	児童数	施設数	児童数
子育てのための施設等利用給付	幼稚園（旧制度）	—	—	18施設	1,741人
	認可外保育施設	1施設	5人	12施設	216人
子どものための教育・保育給付	保育所	12施設	666人	25施設	1,991人
	認定こども園	—	—	22施設	1,809人
	小規模保育事業	—	—	1施設	19人
	事業所内保育事業	—	—	1施設	11人
	幼稚園（新制度）	2施設※ ²	10人	—	—

※1 令和元年7月1日現在（広域利用除く。）（幼稚園（私立）は令和元年5月1日現在、認可外保育施設（私立）は令和元年6月1日現在）

※2 2施設のうち、呉市立豊島幼稚園は平成28年4月1日から休園中

4 用語の説明

用語	説明
子どものための教育・保育給付	認定こども園、保育所、幼稚園（新制度）、小規模保育事業等（地域型保育事業）の利用に係る給付制度で、施設型給付と地域型保育給付がある。
子育てのための施設等利用給付	幼稚園（旧制度）、認可外保育施設等の利用に係る給付制度
施設型給付費	教育・保育施設である認定こども園、幼稚園（新制度）及び保育所の利用に係る給付
地域型保育給付費	地域型保育事業である小規模保育事業や事業所内保育事業等の利用に係る給付
保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み
施設等利用給付認定	施設等利用給付を受けるための要件であり、新1号から新3号までのいずれかの認定を受ける必要がある。
教育・保育給付認定（改正前：支給認定）	教育・保育給付を受けるための要件であり、1号から3号までのいずれかの認定を受ける必要がある。
特定子ども・子育て支援	施設等利用給付の対象となる幼稚園（旧制度）、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業等の保育事業
特定子ども・子育て支援施設等の確認	給付の実施主体である市町村が、無償化給付の対象となる子ども・子育て支援施設及び子ども・子育て支援事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、求められる基準を満たしていることを把握した上で給付の対象となることを確認する制度
教育・保育施設等の確認	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度

用語	説明
新1号認定子ども	幼稚園（旧制度）を利用する満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた小学校就学前子ども（法第30条の4第1号）
新2号認定子ども	幼稚園（旧制度）と預かり保育を利用する小学校就学前子ども又は認可外保育施設等を利用する小学校就学前子どもで、保育の必要性の認定を受けた満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したもの（法第30条の4第2号）
新3号認定子ども	幼稚園（旧制度）と預かり保育を利用する満3歳（満3歳になって最初の3月31日までのもの）及び認可外保育施設等を利用する満3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた市町村民税非課税世帯の小学校就学前子ども（法第30条の4第3号）
1号認定子ども	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の小学校就学前子ども（法第19条第1項第1号）
2号認定子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前子ども（法第19条第1項第2号）
3号認定子ども	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた小学校就学前子ども（法第19条第1項第3号）
特定保育所	都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所
幼稚園（旧制度）	私学助成を受けて運営する新制度未移行の幼稚園
幼稚園（新制度）	施設型保育給付費を受けて運営する幼稚園